

郵政労契法 20 条最高裁判決

非正規労働者の均等待遇をめざす

Web  
併用

# 学習決起集会

時代の扉をひらいた 画期的な勝利判決を手に！

2021 春闘へ 非正規労働者の待遇改善を

郵政ユニオンの組合員 11 人の原告が 2014 年から 6 年半たたってきた郵政労契法 20 条裁判の最高裁判決が 10 月 15 日に出されました。最高裁は、住宅手当や扶養手当、有給の病気休暇など正社員と期間雇用社員との間にある手当・休暇の格差を「不合理」と認定した画期的な判決をくだしました。判決の成果を大いに宣伝し職場や社会全体に知らせていくことが重要です。正規と非正規労働者の均等待遇実現し、誰もが安心して働きつづけられる社会の実現をめざし、2021 年春闘に勝利するために判決の内容を学習し意思統一をおこないます。

■ 日時：2020 年 12 月 2 日（水）

18 時～20 時（17 時 30 分開場）

■ 場所：全労連会館 2 階ホール

■ 内容：「郵政 20 条最高裁判決の意義と今後の課題」

東京法律事務所 滝沢 香 弁護士

- ・郵政ユニオンにおける今後のたたかい
- ・単産・各団体からの報告
- ・まとめ

■ 規模：会場参加 50 人程度



オンライン参加登録先

ZOOM ウェビナー

⇒ <https://bit.ly/36RAXYv>



主催：全労連公務部会

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階

TEL03-5842-5639 mail@komururoso.org

：新型コロナウイルス対策について：

入場の際は、手の消毒、マスク着用をお願いします。

体調がすぐれない方は来場をお控えください。